



写真-1 本郷橋から佐治川上流を撮影（令和元年5月）

■ 河川改修に伴う上下流問題

治水にまつわる問題としてよくある話が「改修に伴う上下流問題」です。上流部を改修すると当然のことながら下流に負荷がかかり、下流河道に受け入れ能力がなかった場合は氾濫することもある。なので、「河川改修は下流から」が原則となっています。今の時代は流出解析という手法があるので、「河川改修は下流から」という原則に加え、早急に中上流部を改修せざるを得ない場合は、下流の流下能力に見合った改修をすることになっています。

しかし、そういった解析技術がなかった昔は、上流の村が堤防を新たに築いたり強固なものにすると、下流が相対的に洪水に対する危険度が増すことから、しばしば争論の元になっていました。

今回紹介する加古川上流部（以下「佐治川」とする）※1における「新堤をめぐる争論」も、上下流問題の一つといえます。江戸時代、佐治川が流れる氷上郡※2は三十数家によって分割領有されていたため、村同士でトラブルが発生した場合、京都町奉行所まで赴いて提訴しなければなりませんでした。

※1 加古川上流部（佐治川）：加古川の源流は、丹波市北西の粟鹿山（標高 962m）付近に発する一の瀬川であり、この川は大名草（おなぞ）で石風呂川と合流した後、佐治川と名を変え、篠山川合流点まではこの名で呼ばれてきた。

しかし、近現代は、本流名を統一的に呼ぶことになったため、佐治川部分も加古川と呼ばれるようになり、この区間の河川名表示板には「加古川（佐治川）」と記されている。一般的には、源流部から篠山川合流点までが上流部、そこから美嚢川合流点までが中流部、美嚢川合流点から河口までが下流部とされている。佐治川と篠山川の合流点は、古くから「であい」と呼ばれ、丹波国と播磨国の分岐点にもなっていた。



写真-2 本郷橋から佐治川下流を撮影（令和元年5月）

※2 氷上郡：明治初年時点における氷上郡の支配状況は、『旧高旧領取調帳』（明治初期に政府が各府県に作成させた、江戸時代における全国の村落の実情を把握するための台帳）によると、172 村を幕府、旗本、公家、柏原藩、亀山藩、陸奥湯長谷（むつゆながや）藩、上総鶴巻藩、摂津三田藩、近江山上藩で分割領有していた。

■ 江戸時代の裁判制度

江戸時代にも裁判制度があって、訴訟は概ね吟味筋（刑事訴訟）と公事出入筋（民事訴訟）に分かれていました。天領内・藩内であればその役所、またがる場合は評定所（寺社奉行、町奉行、勘定奉行）が取り仕切っていました。

今回のようなテーマは出入筋に当たり、村同士の境界の争い（村境争議）、入会権などの用益物権に関する争い（入会争議）、農業用水をめぐる争い（用水争議）、鷹場の負担に関する争い（鷹場争議）、交通負担に関する争い（助郷争議）などさまざまな訴えがあり、特に村の境界は河川を基本としていたことから、洪水などによる川欠け（流路が変わる）をきっかけに訴えが頻繁に起こされていました。訴状は目安、調書は口書（くちがき）、判決は裁許と呼ばれ、判決にあたっては原告と被告とに裁許状が交付されます。

裁判の流れとしては、原告が訴状を奉行所に提出⇒被告が返答書を奉行所に提出⇒原告・被告双方を呼び出し、吟味の上裁許状をもって判決を申し渡す、といった流れになります。

■ 宝永 2 年の〈新郷村 vs 本郷村・稲継村〉の新堤争論

江戸時代の宝永 2（1705）年、佐治川氾濫による浸水を防ぐために新郷村（佐治川右岸）が設けた堤防をめぐる、上流の本郷村・稲継村（佐治川左岸）との間で諍（いさか）いがあり、京都町奉行所が裁定したとする古文書が残されています。

古文書は、「新郷村と本郷村・稲継村の新堤争論」と呼ばれるもので、二度にわたる訴訟の裁許状が 2 通、御断り状が 1 通です。これらの資料から争論の概要を時系列に整理すると以下のとおりです。

表-1 争論の概要

年 月 日		争 論 の 概 要
宝永 2 年 (1705)	春	洪水が起こり、佐治川左岸の本郷堤が決壊、本郷・稲継両村に被害が発生した。新郷の堤防の嵩上げが被災の原因として、本郷・稲継両村の村人が大挙して新郷堤（佐治川右岸）の嵩上げ部を崩し、麦作 2 反余りを踏み荒らした。
	4 月	新郷村は本郷・稲継両村を京都町奉行所に提訴する。
	8 月 25 日	京都町奉行所・中根撰津守が裁定を下す。（裁許状）
	9 月 11 日	本郷・稲継両村は、新郷村が裁定により申し渡された堤防よりも余分に長く新堤を築いたので、工事の差し止めを奉行に願い出る。（御断り状）
	10 月 10 日	本郷・稲継両村は、それぞれの領主に新規の築堤を願い出て、検分を受け工事にかかる。
宝永 3 年 (1706)	3 月 7 日	新郷村は、本郷村新堤工事の差し止めを求め提訴する。
	7 月	京都町奉行所が吟味の上裁定を下す。（裁許状）

■ 宝永 2 年 8 月 25 日の裁許状によると

新郷村提訴の主旨は、本郷・稲継両村が川端に竹木を植え、その上本郷堤を年々嵩上げしたので、少々の洪水でも新郷村田地が浸水するようになった。そこで、新郷村は井溝（用水路）筋の堤長さ 7 町（≒763m）余りに 1 尺（≒30cm）とおろ嵩上げを行った。すると対岸の本郷・稲継両村の者が大挙して堤を切り崩し、麦作を踏み荒らした。このままでは度々浸水被害が出るので難儀なことになると訴えています。

これに対し本郷・稲継両村の言い分は、承応 3（1654）年新郷村がこの堤を築いた時訴訟を起こし、奉行・五味備前守が領主・水野石見守を問い質し、この築堤工事を差し止めさせた。しかるにまたまた新堤を造り嵩上げしたので、嵩上げた分を取り除き均しただけである。本郷村堤は、川上の氷間下（ひまが）村^{*3}の内堤防に続く古来からの堤である。竹木の件は以前からのもので、新規に植えたものではない。本郷・稲継両村は極めて低地にあり洪水の節は居屋敷まで浸水し困っているという。

裁定の内容は、水野石見守時分に
に争論になった堤は、今回論所(争
点)の堤と場所が違う。論所の堤は、
元禄 15 (1702) 年新郷・本郷・
稲継の3ヶ村が合意の上で、村境
より平均 40 間(≒72m) ほど新郷
領内へ引き堤(退いて築堤)したもの
で、前回の洪水の時も本郷・稲継
領の田地(佐治川右岸の字上荒井、中島、
蔵ヶ淵あたりと思われる)は浸水して
いない。引き堤した長さ 290 間
(≒522m) 余りの所は 2 尺(≒
60cm) とおり嵩上げてよい。

本郷堤の嵩上げと竹木の件は、
吟味したが新規のものではないの
でそのままよい。

当春、本郷・稲継両村の者が、
麦作を踏み荒らした長さ 240 間
(≒432m)、幅 7~8 尺(2.1~2.4m)
の件については、両村の者他領に
入り込み狼藉(ろうせき)、不埒である
がこの度は許す。踏み荒らした麦
作の分はこの秋の稲作で弁済せよ。

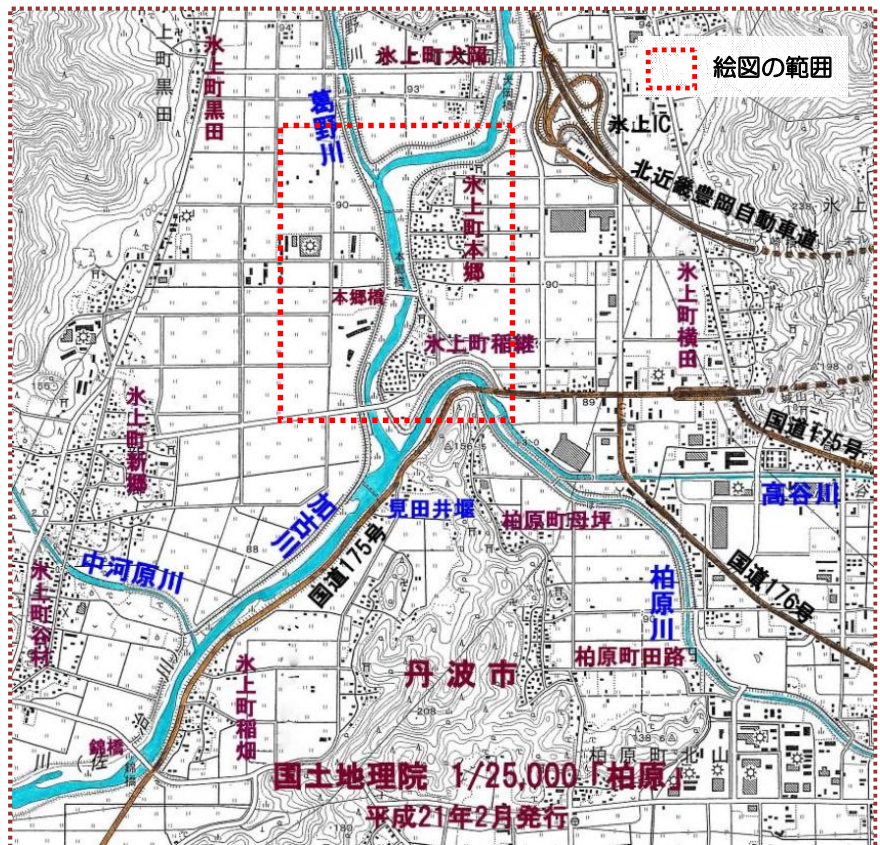


図-1 佐治川と葛野川の合流点付近の地図

以上の内容の判決が、新郷・本郷・稲継の3ヶ村に対して申し渡されました。

※3 氷間下村：明治 12 (1879) 年、氷間下村は市部村と合併、明治 22 (1889) 年 4 月 1 日の町村制の施行により、市部村、本郷村、稲継村、横田村が合併して本郷村になり、明治 40 (1907) 年 12 月 1 日石生(いそお)村と合併して生郷(いくさと)村が発足。昭和 30 (1955) 年 7 月 23 日に成松(なりまつ)町・沼貫(ぬぬき)村・葛野(かどの)村・幸世(さちよ)村・生郷(いくさと)村が合併して氷上(ひかみ)町が発足。そして、平成 16 (2004) 年 11 月 1 日、氷上郡 6 町(柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町)が合併して丹波市となる。

■ 宝永 2 年 9 月 11 日の御断り状では

裁定のあった翌月、本郷・稲継両村から京都町奉行所へ、以下のような新郷村の工事差し止めの提訴がありました。

新郷村は、8 月 25 日に裁許申し付けられた堤の工事を 9 月 3 日より始めたが、この場所以外に水上 175 間(≒315m)と水下 20 間(≒36m)にも新堤を築き始めた。再三抗議したが全く取り合ってくれない。このままでは本郷・稲継両村は亡所(災害などで人が住めなくなってしまう所)になる。新郷村へ裁許分以外の工事の差し止めを命じてほしい。

■ 宝永 3 年 7 月の裁許状によると

新郷村提訴の主旨は、本郷村が昨年 10 月 10 日より新規の築堤をしたので、庄屋に問い合わせたところ、氷間下村堤に続く長さ 200 間(≒360m)は 2 尺の嵩上げをした。それに続く 6 町(≒654m)は、敷 3 間(≒5.4m)に築堤し、内 3 町(≒327m)は川端より 23 間(≒41.4m)ほど引き堤し、残り 3 町は川表近くに築堤したという。

このように川幅を狭く築堤されては、新郷村は大いなる痛手となる。本郷村に新規の堤工事を停止するよう申し付けてほしい。もしこの新堤が認められるのなら、新郷村にも犬岡・黒田両村領境の長さ 7 町の横堤と、谷村境 4 町(≒436m)の堤の嵩上げも認めてもらいたい。稲継村にも問い質したところ、本郷村の堤に続けて築堤の予定であるという。

本郷・稲継両村の返答は、昨年新郷村は論所の新堤、南北 7 町半(≒817.5m)、高さ 4 尺 5 寸(≒135cm)を築堤した。本郷・稲継両村は水下を塞がれ居住することも危ぶまれるので、それぞれの領主に願い出て 10 月 10 日に検分を受け、3 町余りは居屋敷の四壁(しへき：家の周りの囲い)内または軒下に、2 町(≒218m)は田畑道筋に高さ 2 尺 5 寸(≒75cm)の堤防を築いた。

裁定の内容は、本郷村堤を検分したところ、長さ 105 間（≒189m）は川端より平均 40 間（≒72m）引き堤し、長さ 74 間（≒133.2m）は、居屋敷軒下に平均 2 尺 5 寸（≒76cm）の高さで、川面地形より 6 尺（≒1.8m）の高さに築いている。

洪水の節は、この高さの堤は必要であるのでこのままでよい。工事中の稲継村境まで長さ 160 間（≒288m）は、高さ 3 尺（≒90cm）に築堤せよ。

新郷村願いの犬岡・黒田両村境の堤は長さ 7 町のうち東 1 町半（≒163.5m）において 1 尺嵩上げし、谷村境の堤は井堰上下長さ 100 間（≒180m）ほどのところ川幅が特に狭く見えるので、川端より 12 間（≒21.6m）ほど引き堤し 1 尺 5 寸（≒45cm）の高さに築堤せよ。

新郷、本郷、稲継 3 ケ村堤の川内に竹木が生い茂り流水に支障を来している。検地帳にある桑、茶、竹藪以外は全て伐り払え。特に稲継村は新堤を築いたならば、川内の竹木残らず伐り払えと裁定し、今後堤等修復の際は、3 ケ村相談のうえで工事せよと申し付けています。

以上のとおり、上下流の村が互いに堤防を築き、村が浸水被害に遭わないようにしたことで紛争が起きたようすが記録されています。

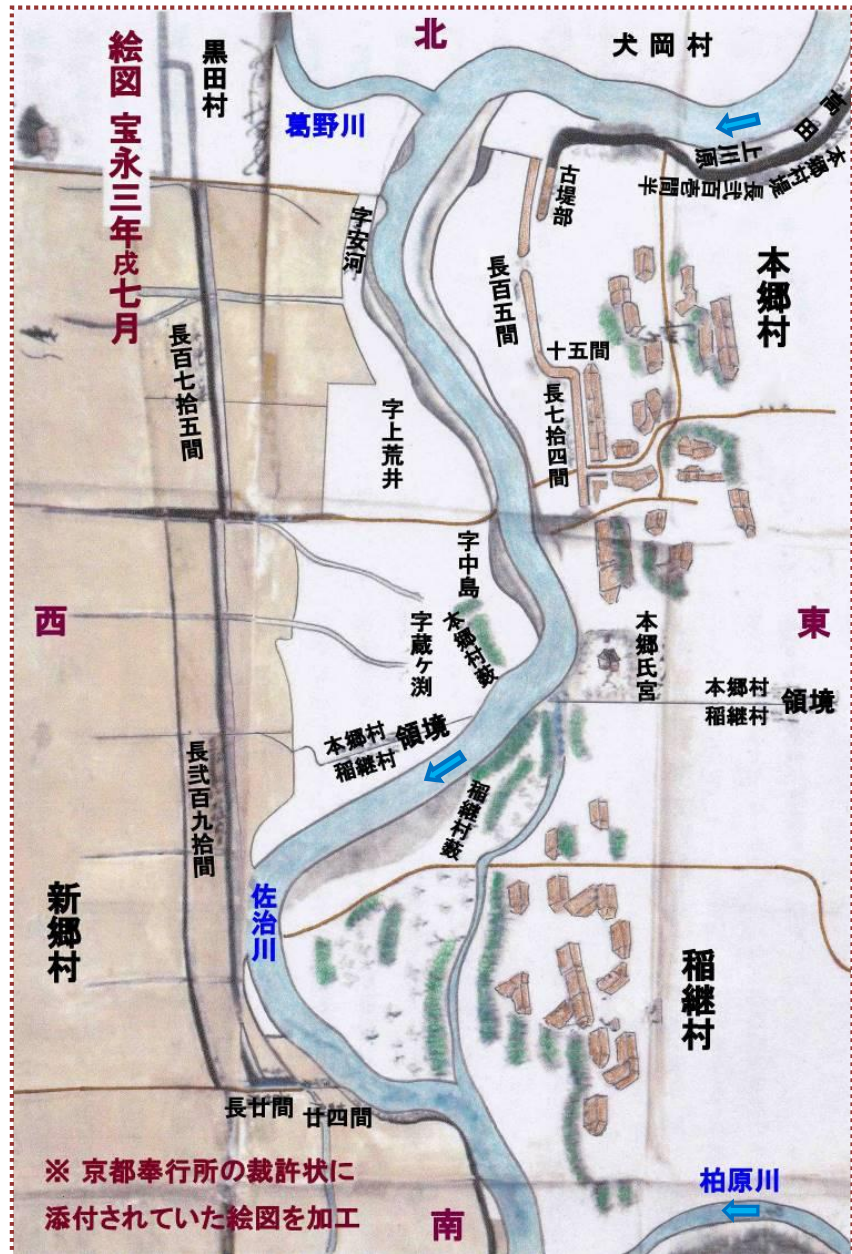


図-2 宝永3年7月の裁許状に添付の絵図

■ 京都町奉行所まで約 80km、提訴するのも大変

新郷村や本郷村、稲継村から二条城の近くにあった京都町奉行所^{※4}までは、下記のルートを通ったと思われます。

【新郷村・本郷村・稲継村】⇒【柏原】⇒（鐘ヶ坂（かねがさ）峠^{※5}を越える）⇒【篠山】⇒（天引（あまびき）峠^{※6}を越える）⇒【亀岡】⇒（山陰道）⇒【京都町奉行所】

今の時代であれば、丹波市氷上町から国道 176 号を通り丹波市柏原町経由で丹波篠山市へ、そして国道 372 号を通過して京都府亀岡市、そこから国道 9 号を通り京都市中京区に向かうルートで、鐘ヶ坂峠も天引峠もトンネルがあるので、車で行くと走行距離が約 80km、約 2 時間で京都に着きます。

しかし、江戸時代であればぶっ通しで歩いて約 20 時間で京都に着きますが、鐘ヶ坂峠や天引峠を徒歩で越えることを考えると途中で 1 泊しないと体が持ちません。

また、京都町奉行所へ訴状を提出する場合、庄屋や年寄などの村役人数名が、わらじを履いて 2 日の旅をしなければならず、その旅も、出訴、裁許申し渡しを含め何度か往復しなければなりません。場合によっては何日か逗留しなければならないこともあり、それらの費用も覚悟して事に当たらなければなりません。それでも訴えざるを得なかったほどの“死活問題”だったということでしょう。

※4 京都町奉行所：江戸幕府が京都に置いた遠国（おんごく）奉行（江戸以外の幕府直轄領のうち重要な場所に置かれ、その地域の政務を取り扱った）の一つ。江戸時代初期に置かれた京都郡代が、京都所司代の職務の一部移譲を受けて寛文 8（1668）年に京都町奉行として成立する。奉行所は東西に分かれて隔月に月番で執務することになっており、職務内容はきわめて広範で、京都町内の訴訟の処理、寺社の管理に加え、山城・大和・近江・丹波・摂津・河内・和泉・播磨の訴訟の処理と、これら 8ヶ国の幕府直轄領の年貢徴収も行った。（享保年間に摂津・河内・和泉・播磨の租税徴収は大坂町奉行に移管）町奉行は老中支配だが、任地の関係で京都所司代の指揮下に置かれた。

※5 鐘ヶ坂峠：古来より京阪神間から丹波を経て但馬、丹後地方に抜ける際の交通の難所として知られていた。明治 16（1883）年に完成した「鐘ヶ坂隧道」、昭和 42（1967）年に完成した「鐘ヶ坂トンネル」、平成 17（2005）年に完成した「新鐘ヶ坂トンネル」があり、明治、昭和、平成にそれぞれトンネルが建設され、同一の峠に 3 つのトンネルが設置されるという、全国的にも珍しい箇所となっている。

- ・鐘ヶ坂隧道：明治 16（1883）年完成、L=268m、レンガ積み工法のトンネルとしてわが国最古で、土木学会選奨土木遺産に認定されている。開通記念に植えられた桜は「丹波吉野」として桜の名所になっている。
- ・鐘ヶ坂トンネル：昭和 42（1967）年完成、L=455m
- ・新鐘ヶ坂トンネル：平成 17（2005）年完成、L=1,012m



写真-3 鐘ヶ坂隧道



写真-4 鐘ヶ坂トンネル



写真-5 新鐘ヶ坂トンネル

※6 天引峠：京都府南丹市と兵庫県丹波篠山市との境にある峠。古代山陰道の峠で、岩坂峠、桜峠ともいう。標高約 320m。平成 15（2003）年に天引トンネル（L=636m）が開通している。

■ モノローグ

氷上郡は、既述のとおり幕府や旗本、公家、大名等により分割領有されていたため、一貫性のある治水対策が講じられることはなく、河川改修は専ら地先の局所的防災を主体とするもの（地先防御方式）でした。

本郷村では、洪水から集落を守るため、堤防を川沿いではなく集落の近くに設けていました。佐治川の両岸にある本郷村の田地が洪水時に浸水することを許容し、それによって浸水深の低下を図り、集落の浸水被害を防止しようとする考え方です。ところが、新郷村が本郷村との境界部に堤防を築くと遊水効果が低減し、相対的に自分たちの集落の危険度が増すことになります。本郷村にとって新郷村の築堤を見過ごすことはできなかったというわけです。

このような新堤築造をめぐる争論が起きたそもそもの原因は、佐治川と柏原川の合流点直下に設けられていた見田井堰による河床の上昇や堰上げで、その原因の一つである見田井堰をめぐる争論も多々起きています。

次回はその見田井堰をめぐる争論について調べてみます。

キショウブ（黄菖蒲）

アヤメ科アヤメ属の多年草。ヨーロッパ原産で明治時代に観賞用として導入された。湖沼やため池、河川、水路などの浅水域に生育する抽水植物。畑でも育つが、水域での繁殖力が旺盛で各地で野生化が見られる。ハナショウブには黄色系の花がないため、その貴重性から重宝されたが、湖沼や河川などへの拡散が問題となっている。環境省は「要注意外来生物」の一種として「栽培にあたっては、逸出を起こさない」「既に野生化している湖沼等があり、在来種との競合・駆逐等のおそれがある場所については、積極的な防除または分布拡大の抑制策の検討が望まれる」として警戒を呼びかけている。



写真-6 葛野川の水際に咲くキショウブ（令和元年5月撮影）

【参考資料】

- 1 『丹州氷上郡本郷村区有古文書を読む』 上島成和 平成 28 年 6 月
- 2 『稲継部落誌』 氷上町稲継部落誌発行委員会 昭和 50 年 4 月
- 3 『裁判、京都町奉行、天引峠、鐘ヶ坂トンネル、鐘ヶ坂峠、キショウブ』 フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』
- 4 『京都町奉行』 世界大百科事典 第 2 版 平凡社
- 5 『旧高旧領取調帳データベース』 国立歴史民俗博物館 HP
<https://www.rekihaku.ac.jp/index.html>

※発刊：令和元（2019）年 7 月 『ひょうご水百景』 No.98

改訂：令和 8（2026）年 5 月 『ひょうご水百景』 No.98